

リース会計基準の国際的動向とわが国基準改定の意味

茅 根 聡 (東洋大学教授)

I. はじめに

本稿の目的は、リース会計基準をめぐる国際的動向 (IFRS/IAS、米国) をレビューするとともに、わが国リース会計基準の改定について、現状における検討状況を踏まえてその意味を探ることである。

周知のように、会計基準のコンバージェンスに向けて、国際会計基準審議会 (IASB) はその取り組みを加速化しており、わが国も共同プロジェクトを通じて連携を深めている¹⁾。このような状況のもとで、リース会計基準についてはリサーチ・プロジェクトの1項目として、英国の会計基準審議会 (UK ASB) が主導的な役割を担って現行基準の改定作業を進めている。

他方わが国では、現行の国際基準 (IAS 第17号) との整合性を確保するために、企業会計基準委員会 (ASBJ) のリース専門委員会において、例外処理を廃止して売買処理 (オンバランス) に統一するために、具体的な検討が長期間にわたって実施されている。委員会の審議も1年間中断を挟むなど難航していたが、ようやくその検討内容が公表される段階を迎えている。しかし、その方向性は必ずしも国際的な動向とはマッチングしていないとの批判もある。

そこで以下では、まず IASB における検討状況を概観する。次に、2005年に米国の証券取引委員会 (SEC) が公表したレポートの指摘を明らかにして、現行リース会計基準の抱えている課題を再確認したい。そして最後に、わが国基準の改定問題について若干の私見を交えて考察

したい。

II. IASB リサーチ・プロジェクトにおけるリース会計の検討

IASB は、2001年7月に、検討テーマとしての9つのテクニカル・プロジェクトと、1つまたは複数の基準設定主体で検討中の16のテーマを発表した。リース会計はその16のテーマとして取り上げられているが、その趣旨は「リース取引はグローバルなビジネスであるが、会計基準の相違により、財務諸表の比較可能性が大きく阻害されるおそれがある。このプロジェクトは、資産及び負債についての概念フレームワーク上の定義とより整合したアプローチを開発することにより、リース会計を改善するものである。このプロジェクトにより、IAS 第17号「リース」が改定または差し替えられることになる。」とされ、その見直しの必要性を示唆している²⁾。

その後、2002年5月及び10月のリエゾン国会議において、リサーチ・プロジェクトとして検討することが提案された。このリサーチ・プロジェクトは、オフバランスシート・ファイナンスの会計問題の一環として、2000年2月に公表された G4+1 のポジション・ペーパー「リース：新たなアプローチの実施—リース契約のもとで生ずる資産及び負債に関する賃借人の認識—」をベースとしている。その提案内容は次の通りである。

現行のリース会計基準では、ファイナンス・

リースについてはオンバランスして、オペレーティング・リースについては完全にオフバランスする処理になっているが、両者の境界線の根拠が明確でなく、比較可能性や透明性の観点から問題があるとの批判がある。そこで、G4+1 ポジション・ペーパーでは、リース取引の本質を資産自体の購入と同一視するのではなく、「使用权の売買」と捉えて、すべてのリースについて借手が資産・負債を認識する会計処理、いわゆる「資産・負債アプローチ」(asset and liability approach)を採用する。さらには、使用权だけではなくそれに付随するオプション(更新選択権、購入選択権など)や残価保証は別個の資産・負債として認識する「構成要素アプローチ」(component approach)を提案するとしている³⁾。

このリサーチ・プロジェクトは、IASB の各国基準設定機関との提携戦略の一環として IASB の委任を受け、G4+1 ポジション・ペーパー

の作成に携わった UK ASB が担当し、2003 年 5 月の第 24 回 IASB 会議において、プロジェクト・プランの提案を行なった。

IASB では、この提案を受けて検討を開始し、2003 年 11 月から 2004 年 11 月までに計 5 回 第 1 回(第 29 回 IASB 会議:2003 年 11 月)、第 2 回(第 31 回 IASB 会議:2004 年 1 月)、第 3 回(第 34 回 IASB 会議:2004 年 4 月)、第 4 回(第 36 回 IASB 会議:2004 年 6 月)、第 5 回(第 40 回 IASB 会議:2004 年 11 月)の審議が行われている。

IASB では正式のプロジェクトとなることが予定されているものの、第 5 回以降滞っている状況を見てもその進捗度は遅い。それは、当該問題の抱える課題の大きさを物語るとともに、中長期的な視野に立った会計問題であるとの証左である。以下では、UK ASB の提案内容及び審議・検討のポイントを整理してみたい(表 1 参照)⁴⁾。

表 1 IASB におけるリースの検討状況

リエゾン国第 4 回・第 5 回会議(2002 年 5 月・10 月)	リサーチ・プロジェクトの提案
IASB 第 24 回会議(2003 年 5 月)	UK ASB によるプロジェクト・プランの提案
IASB 第 29 回会議(2003 年 11 月)	リース契約から生じる資産及び負債の分析のための概念的モデルの検討
IASB 第 31 回・第 34 回会議(2004 年 1 月・4 月)	借手が解約選択権と更新選択権を有する場合の当初認識及び変動リース料の取扱い
IASB 第 36 回会議(2004 年 6 月)	借手の認識した資産・負債のリース期間における会計処理及び損益計算書の表示
IASB 第 40 回会議(2004 年 11 月)	リース資産・負債と IFRS のその他の基準における資産・負債の会計処理との異同点の分析
IASB 第 55 回会議(2006 年 3 月)	正式なプロジェクトのための方向性の確認

(1) UK ASB によるプロジェクト・プランの提案 (IASB 第 24 回会議)
2003 年 5 月に、UK ASB はこれまでの検討成

果の説明(主要論点)と今後のプロジェクト・プランの推進に関する提案を行った⁵⁾。IASB は、基準諮問会議(SAC)からの助言を受けること

を条件として、提案された概念フレームワークと整合性のあるリース会計に関する単一のアプローチ(使用権の現在価値を認識する会計処理)の開発を目的とするリサーチ・プロジェクトを実施することを暫定的に合意した。その単一のアプローチとは、前述のようにファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの区分を設けずに、すべてのリースをオンバランスの対象とするものである。

プロジェクトでは、まず有形固定資産のリースを調査対象とする。具体的には、これらのリースとサービス提供契約(外部委託契約、サービス契約、テイクオアペイ契約)との区別をいかに行なうか、資産の時間的要素とこれに対する支払債務の借手の認識、変動リース料と購入選択権、残価保証の取扱いとセール・アンド・リースバックの会計処理である。

貸手の課題は、投資不動産の会計処理、短期リース及び収益認識などが挙げられる。貸手の財務報告を取り扱う目的は、金融資産・負債及び非金融資産・負債についての報告の透明性を保証するためである。その後、有形固定資産の検討結果から導出された原則を、どのように無形資産に適用するかが検討される。

(2) 第1回検討(IASB第29回会議)

第1回の検討では、リース契約から生じる資産・負債を分析するための概念的モデルについて議論が行われた。議論の結果、リースが完全な所有に類似した権利を譲渡しているか否かに焦点を当てるよりも、リース契約に基づく契約上の権利及び義務から発生する資産・負債を認識するアプローチを採用することが暫定的に合意された。その背景には、現行リース会計基準では、資産の所有に伴うリスクと経済価値のす

べてが実質的に借手に移転するか否か(all-or-nothing approach)で判断して、移転する場合にはファイナンス・リースとしてオンバランスするが、そうでない場合にはオペレーティング・リースとしてオフバランスされるという実態がある。

それに加えて、次節でも検討するように、経済的耐用年数基準や公正価値基準を意図的に回避して、実質的にはファイナンス・リースでありながら形式上オペレーティング・リースとして処理される状況が顕在化して、基準の形骸化が深刻化している状況も指摘されている。

UK ASBから提案されたリースに関するアプローチは、次の通りである⁶⁾。

- ①ファイナンス・リースについて資産・負債を認識するという現行基準よりも、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースとして保有されている資産の双方に対して適用できる首尾一貫した資産・負債の認識の原則を採用するほうが、財務情報の目的適合性、信頼性、比較可能性という観点から優れている。
- ②リースによる契約上の権利・義務から発生する資産・負債は、(物理的な資産の全体が移転するというよりも)リース期間中において使用権とそれに関連する将来の経済価値に対する支配の移転が行われたことを表しており、この将来の経済価値に関する権利の移転を中心に構築される概念モデルを提案する。
- ③このモデルでは、リース資産の引渡しにより借手に使用権から生じる将来の経済価値に対する支配を移転する時点が、通常貸手にとっては経済的に重要な行為であり、資産・負債の変動を認識するために適切な時点である。
- ④今後、このプロジェクトでは、まず貸手の会

計処理を検討する。この中には貸手がどの時点でリース資産を消滅させ収益を認識することが適切であるかの決定を含み、さらに貸手により認識されるべき資産の性質についての検討も考慮される。

(3) 第 2 回・第 3 回検討 (IASB 第 31 回・第 34 回会議)

2 回にわたる議論の中心は、(a) リース契約において借手が解約選択権と更新選択権を有している場合の当初認識、及び (b) 借手の意思で変動する偶発要素 (変動リース料) に関するものであった。

前者の解約選択権と更新選択権の取扱いについては、10 年のリース契約において、借手が 3 年経過後に解約オプションが付与されているケースが取り上げられた。このケースでは、契約期間が 10 年で 3 年後に解約可能というリース契約と、契約期間が 3 年で更新により 7 年の延長が可能というリース契約は、基本的に同一の内容 (両者の権利・義務は同一) を備えているとしている。したがって、3 年目までは借手は解約不能期間のリース物件の使用権を無条件に有しており、それに対応する支払義務も負っているので、資産・負債を認識するという考え方が示された。

資産及び負債の当初認識の考え方については、無条件の権利・義務を資産・負債として当初認識したうえで、選択権の更新後の期間に付随する権利・義務は認識の対象としない方法と、借手の選択権行使の可能性を考慮して、更新後の権利・義務を含めて当初認識の対象とする方法 (借手の行使の可能性が高い場合に、更新後の期間に関する権利と義務を認識する) があるが、3 年目以後の権利・義務を認識できるかについて詳

細に検討していないので、いずれが妥当であるかは合意していない⁷⁾。

後者の変動リース料については、次の 3 種類に分けて、それぞれの考え方が説明された。

①消費者物価指数のような外部要因に基づいて変動するリース料支払い

これは、例えば店舗を 10 年間リースして、当初のリース料は 460CU であるが、その後のリース料は毎年見直され、消費者物価指数に従って値上げあるいは値下げされるケースを例示している。議論の結果、借手は 10 年間は無条件のリース支払義務を負っているが、将来支払わなければならない金額は不確定であり、貸手も将来受取るべき金額は不確定である。このケースでは、借手は、将来の不確実性を勘案した期待値としての支払リース料を負債として認識し、同様に貸手は期待値としての受取リース料を資産として認識する。

②借手の使用量に基づいて変動するリース料支払い

ここで検討されたのは、借手は年間 10,000CU のリース料で自動車の 3 年リース契約を締結し、さらに 60,000 マイルを超えて 1 マイルごとに 1 CU を追加で支払うケースである。これについては、契約当初における資産・負債の認識については、次のような 2 つの考え方が検討された⁸⁾。

(a) 固定リース料のほか追加使用量も含めて資産・負債として認識する考え方

これは、リース契約から生ずる資産・負債は、借手が現時点で約束している支払リース料総額 (30,000CU) と変動リース料支払額の期待値を反映すべきとするもので、借手のリース負債及び貸手のリース資産は、借手の将来における自動車

の使用見込みの期待値に関する現在価値を反映することになる。

例えば、借手が75,000マイル走行すると予測されるならば、リース期間当初に資産・負債に15,000CUを追加認識する。つまり、無条件の権利・義務のみを資産・負債として認識する考え方(30,000CU)に比べ、15,000CU加算された45,000CUが資産・負債として認識されることになる。

- (b) 借手が変動リース料を支配できる要素(追加して使用するか否かの決定)を条件としているので、固定リース料のみを資産・負債として認識する考え方

この考え方では、自動車を3年間または60,000マイル使用する無条件の権利を資産として、貸手に支払わなければならない無条件の債務に対応する30,000CUを負債として認識する。

また、自動車を60,000マイル以上使用できる無条件の権利(使用权に対するオプション)については、リース契約時点では、このオプションの価値は非常に小さいため、信頼性を持って測定することは困難である。

この他に、貸手におけるリース料の認識は、収益認識プロジェクトと関連するために、その関係を整理することが示唆された。

- ③借手の財務業績またはその他の業績に基づいて変動するリース料支払い

これは、借手の売上高や利益に基づいてリース料が変動するものである。その例として、店舗の10年間のリース契約で、年間のリース料が店舗売上高の7%か、400CUのどちらか高い方に設定されているケースを取り上げている。こ

のタイプの変動リース料については、次のような2つの異なる考え方が検討された⁹⁾。

- (a) 追加支払の義務を負債として認識する考え方—将来の売上高の増加によって生じると見込まれる変動リース料部分を含めて負債を認識すべきとする。
- (b) 追加支払の義務を負っていないので負債は認識しない考え方—借手は店舗からの売上を支配していると捉えて、借手が支配できる要素からは負債は生じないと考える。

IASB会議では、負債を認識する見解を採用することが暫定的に合意された。貸手は売上高の7%が400CUを超過した場合に追加のリース料を受領できる無条件の権利を有しており、借手もこれに対応する無条件の義務を有しているので、これを資産・負債に反映するため期待値によって測定すべきであるとしている。ただし、このような考え方が無形資産のライセンスといった類似取引にも妥当性があるかについて検討する必要性が指摘された。

(4) 第4回検討 (IASB 第36回会議)

第4回では、借手が認識した資産・負債が、リース期間の経過とともにどのように会計処理され、損益計算書においてどう表示されるかについて、UK ASBが提示した次の5つのケースを用いて議論が行われた¹⁰⁾。

- ①典型的なリース(使用权の対価として固定リース料の支払いが行われるリース)
- ②消費者物価指数のような外部要因に基づいて変動するリース
- ③借手の利用量に基づいて変動するリース
- ④借手の財務業績またはその他の業績に基づいて変動するリース

⑤更新選択権の付与されたリース

このケースで用いられたモデルでは、当初認識時点でリース資産（使用权）は取得原価（取得時の公正価値）で測定して、リース負債は期末の公正価値で測定することを前提としている。しかし、それ以後の測定については資産と負債では異なるモデルが採用されている。すなわち、リース資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失額を控除した金額で評価し、リース負債は、時間の経過に伴う金利費用（割引効果の振戻し）及び市場の金利やリース料支払予定額の変動から生ずる再測定の結果による。

なお、現行の IFRS/IAS との整合性の観点から、リース資産については IAS 第 16 号「有形固定資産」または IAS 第 38 号「無形資産」、リース負債については IAS 第 37 号「引当金」または IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」において適用されている測定ベースとの関連性を検討することが示唆された。

(5) 第 5 回検討 (IASB 第 40 回会議)

第 5 回では、リース契約から生ずる権利・義務を資産・負債として計上することが、現行の IFRS/IAS で取扱われている資産・負債の会計処理とどのように類似あるいは相違しているかについての分析が行われた¹¹⁾。

この趣旨は、リース契約から生じる資産・負債が、既に存在する資産・負債と類似しているのであれば既存の会計処理を適用することが可能であり、相違している資産及び負債については新たな会計処理を開発するものである。議論の対象とされた資産・負債は次の通りである。

(a) 借手の有形固定資産を使用する契約上の権利を表象する資産—IAS 第 16 号または IAS 第 38 号に関連。

(b) 借手のリース料の支払義務を表象する負債—IAS 第 37 号または IAS 第 39 号に関連。

(c) 貸手のリース料を受領する契約上の権利を表象する資産—IAS 第 38 号または IAS 第 39 号に関連。

(d) 更新または購入オプションを表象する借手の資産。

(e) 貸手の資産に対する残価持分を表象する資産。

検討の結果、(a)から(c)は、現行の IFRS/IAS の考え方を適用することが可能であるが、(d)及び(e)は、現行基準では適切に処理できないために新たな会計処理の必要性が示唆された。以下では、これらの内容を概観してみよう。

①借手の固定資産を使用する契約上の権利を表象する資産

これは、リース契約上の権利は無形固定資産か、あるいは有形固定資産であるかという問題である。前者は、リース契約によって借手に譲渡された契約上の権利は、将来の経済価値の支配を与えるもので、物理的な実体を持たないとの根拠によるものである。他方後者は、リース対象であり借手が使用权を有している有形固定資産の性質を反映するほうが、財務諸表の表示としてより適切であるとの考え方による。議論の結果、UK ASB では、有形固定資産とすべきとの意見が支持された。

②借手のリース料の支払義務を表象する負債

借手が通常の固定リース料を支払う契約については、金融負債として会計処理される。問題は、消費者物価指数といった外部要因に基づいて変動するリース料、借手の使用量に基づいて変動するリース料、借手の財務業績またはその他の業績に基づいて変動するリース料の取扱いをどうするかであるが、次の 2 つのモデルが存

在する。

- (a) 引当金モデル—変動リース料を支払う負債を、不確実な金額を支払う無条件の契約上の義務（いわゆる待機義務）を反映するとして、その当該義務は引当金に類似するものとする立場である。
- (b) 金融負債モデル—借手が負っている義務は、貸手に現金を引き渡す契約上の債務である点に着目して、金融負債の定義に合致するものとして償却原価モデルを適用する。

③貸手のリース料を受領する契約上の権利を表象する資産

貸手のリース料を受領する契約上の権利を表象する資産について、固定リース料の場合には、その権利は金融資産として会計処理される。問題は、リース料が借手の収益や利益によって変動する場合その権利の取扱いである。それには、次の3つの考え方があ

- (a) 金融資産と捉える—受領金額は確定していないが貸手が有するのは借手から金銭を受取る契約上の権利であり、金融資産の定義を満たすものとして将来のリース料の期待値に基づいて見積られる。さらに金融資産の場合にも、貸付金又は債権か、あるいは売却可能金融資産と見なすかに区分される。
- (b) 無形資産と捉える—変動リース料の受領権を表象する資産は、有形としての実体のない識別可能な非貨幣資産の定義を満たし、契約上の権利であるので識別可能性基準も満たすものとする。そこで、貸手の権利は、無形資産として実質的にロイヤリティーを受取る権利と類似のものと捉えることができる。

- (c) 独立して（分離して）表示せずにリース物件の所有権を表象する資産に組み込まれているものと見なす—貸手の収益の一部に関する分配に参加する権利を独立して表示しないもので、主たる契約に密接に関連した非金融資産の組込みデリバティブと類似したものとして、リース物件の所有権を表象する資産に組み込まれているものとして処理する。

④更新または購入オプションを表象する借手の資産

更新または購入オプションを表象する借手の資産は、リース物件の使用権とは異なり非金融資産を購入するオプションを示す資産であり、非金融資産の引渡しが必要である。これについては、IAS第32号「金融商品：開示と表示」では対応できないために、プロジェクトにおける新たな会計処理が必要であり、再評価モデルと原価モデルの2つが検討された。

⑤貸手の資産に対する残価持分を表象する資産

貸手の資産に対する残価持分を表象する資産はリース固有なものである。それは、リース期間中における時間の経過、貸手が見積もる資産の売却処分あるいは将来の再リースから得られる見込金額に影響する市場条件の変化、一般物価のインフレーションによって変動するとともに、資産の売却や新規のリース契約から得られる将来キャッシュ・フローは、リース契約の満了時まではアクセスができないという特徴を備えている。そこで、このような資産の事後測定に関する潜在的なモデルとして、次の3つが検討された。

- (a) 公正価値モデル—すべての価値の変化を発生時に認識するため、信頼できる測定値が得られるならば望ましいが、現行の

会計基準とは大きく乖離している。

- (b) 金利を考慮しない取得原価モデル—残価持分を表象する資産は、リース契約開始時の公正価値（取得時の帳簿価額）で測定されるが、減損会計が適用されることにより帳簿価額が切り下げられることにより、貸手の財政状態及び経営成績を適切に示さないことになる。
- (c) 金利を考慮する取得価額モデル—貸手に残る権利は金融資産ではないが、残存価値の便益を受取る時期が近づくにつれて資産価値が増加する。これを反映するために時間価値要素（金利）が考慮されて、貸手の財政状態又は経営成績を適切に理解にすることが可能となる。

III. SEC スタッフレポートにおけるリースのオフバランス問題

(1) SFAS13 に対する SEC スタッフレポートの指摘

本節では、最近米国で指摘されているオフバランスシート取引をめぐる会計問題のなかで、その典型例の一つとして指摘されている現行リース会計基準の実態や評価を取り上げたい。その題材は、米国におけるリース会計基準の改定に重要な影響を与えるもので、2005 年 6 月に SEC から公表された「2002 年サーベインズ・オクスリー法第 401 条 (C) に基づく、オフバランスシート処理、SPE 及び企業の財務諸表の透明性についての報告並びに勧告」（以下、「SEC スタッフレポート」と略す）である¹²⁾。

詳細は別稿に譲るが¹³⁾、SEC スタッフレポートは、サーベインズ・オクスリー法 401 条 (C) の 2 つの規定に基づき作成されたものである。それは、エンロン事件などの会計不信の引き金

になった会計基準の不備を指摘して、現行基準のもとで合法的に多額の金融債務がオフバランスシート取引として処理されている会計問題の解決を図ることを主たる目的としている。

サーベインズ・オクスリー法におけるキーワードは、「十分に適切なディスクロージャー」、換言すれば透明性の確保にある。SEC スタッフレポートでもこれを踏襲して、「投資家やその他の財務諸表の利用者に対して、当該取引の関連した重要なリスク、経済的価値、権利、義務を評価するための適切な情報を提供できる報告」として、財務報告の透明性が要請されており、その透明性を高めるために、次のことを目標として掲げている¹⁴⁾。

- (i) 経済的実態の報告ではなく、会計及び財務報告上の数値だけを達成することを目的とした取引や取引の仕組みについて歯止めをかけること [discourage : 抑止]。
- (ii) 複雑化した会計基準を軽減させるために、細則を盛り込む従来型の細則主義ではなく、目的志向型の原則主義 (objectives-oriented standards) の策定を推進すること [expand : 拡張]。
- (iii) 基本財務諸表に対して補完できるように、ディスクロージャーの首尾一貫性と目的適合性を高めること [improve : 改善]。
- (iv) 財務報告を、単なるコンプライアンス手段ではなく、投資家との明瞭で透明性の高いコミュニケーション手段と捉えて会計及びディスクロージャーを改善すること [focus : 焦点]。

そこで、財務報告の透明性を確保するための障害となっているのが、オフバランスシート取引の会計問題であるとして、(i)他企業への持分投資、(ii)金融資産の譲渡、(iii)退職給付、(iv)

リース、(v)偶発債務と保証、(vi)金融商品、(vii)その他の契約上の債務、の7項目についてその改善や見直しを求めている。

このなかでリース会計基準については、典型的なオフバランスシート取引の温床として問題視されており、その見直しが緊要な課題となっている。その根本的な原因は、SFAS 第13号「リース会計」において採用されている「資産のリスク・経済価値全部移転アプローチ」(‘whole-of-the-asset’ approach)にあるとしている¹⁵⁾。これは、前述のようにリスクと経済価値がすべて移転したか否かというメルクマールで判断されるもので、実質的に移転する場合にはファイナンス・リースとして、貸手による資産全体の売却、借手では割賦での資産購入とみなすものである。

しかし、このようなリスク・経済価値の実質的な全部移転を判断基準として、バランスシートで認識するか、あるいはオフバランスシート取引として認識しないというアプローチには、次の2つの矛盾が指摘されている。

第1は、リース契約の履行内容をどのように評価するかという契約履行義務の捉え方である。つまり、キャピタル・リース(ファイナンス・リース)と判断された場合には、リース契約時点(あるいは引渡し時点)で履行義務がすべて履行されたかのように捉えて、反対にオペレーティング・リースと判断された場合には、全く履行されなかったように見なされることになる。これは、売買取引であるか、サービス契約に近い取引であるかを一義的に決め付けることになり、双方の当事者に資産の対する持分や、受取債権や支払義務に対する持分がある場合でも、バランスシートには反映されない。

第2には、オンバランスの判断基準として、

経済的耐用年数の75%基準や公正価値の90%基準という数値基準(bright line)を採用しているために、経済的実態が同様でも全く異なる会計処理が可能となる点である。例えば、公正価値基準において89%と90%のケースでは、両者の経済的実態は同一であるのもかわらず、前者はオペレーティング・リースとして、後者はキャピタル・リースとして処理されてしまうことになる。

他方、例えば建物の1ヵ月リースと(キャピタル・リースの要件を満たさない)10年リースのように明らかに経済的実態が異なる場合でも、双方ともオペレーティング・リースとして区分されれば、オフバランスシート取引として同様な取扱いを受けるという矛盾が生じる。

つまり、数値基準をオンバランスの判断基準とすることは、結果として借手にとってはリース取引を恣意的に構築できる余地を与えることになる。リース契約には割引率をはじめとして、変動リース料の支払条項、さらには更新選択権の条項などが多くの要素が介在しているために、リースのオンバランスを回避するような会計処理を容易に誘導することが可能となる¹⁶⁾。

元々数値基準は、企業による会計操作の余地を狭めるとともに、アウトプットである情報の比較可能性を高めることが期待されていたが、契約の内容を恣意的に構成することによって、基準からの逸脱が可能となる抜け道を提示することになり、結果としてオンバランス情報の有用性を損なっている。このために、SECスタッフレポートでは、数値基準を廃止して実質基準を採用することを提案しているが、これは細則主義を廃して、原則主義に回帰すべきとするサーベインズ・オクスリー法の主張とも相通ずるものといえる。

(2) オペレーティング・リースの経済的影響力

そこで、SEC スタッフレポートでは、オフバランスシート取引として処理されているオペレーティング・リースの経済的影響の大きさを調査するために、200 社のサンプル企業のデータを提示している。表 2 は解約不能オペレーティング・リースとキャピタル・リースによるキャッシュ・フローの報告企業の割合を、表 3 では両者それぞれの割引前将来キャッシュ・フロー

金額を示している¹⁷⁾。

表 2 の調査結果によれば、サンプル企業の約 77% がオペレーティング・リースの情報を報告したのに対して、キャピタル・リースの情報は約 31% に過ぎなかった。また、全サンプルから米国企業の母集団 (N=10, 100 社) を推定すると、オペレーティング・リースの割合は全体の約 63% であり、キャピタル・リースの割合は 22% という結果となった。

表 2 オペレーティング・リースとキャピタル・リースによる将来キャッシュ・フローの報告企業の割合^a

リースの分類 ^b	全サンプル (n=200) (%)	サブサンプル		母集団の推定値 (N=10, 100) (%)
		大企業 (n=100) (%)	ランダム(抽出)企業 (n=100) (%)	
オペレーティング・リースの報告企業の割合	77	91	63	63.3
キャピタル・リースの報告企業の割合	30.5	39	22	22.2

^a 当該データは調査対象企業 (issuer) の財務諸表に関する MD&A (財政状態と経営成績に関する経営者の議論と分析) の契約上の債務一覧表から収集されている。

^b 両方のリースを報告する企業が含まれている

(出所) US SEC, 2005, p.64.

さらに、これを表 3 のように割引前の将来キャッシュ・フローの金額ベースで比較してみると、サンプル企業の解約不能オペレーティング・リースのキャッシュ・フロー総額は、キャピタル・リースの約 160 億ドルに対して、その

13 倍の約 2,060 億ドルにも及んでいる。全サンプルから米国企業の母集団を推定すると、米国全体のオペレーティング・リースの割引前キャッシュ・フロー総額は 1 兆 2,500 億ドルにも達している¹⁸⁾。

表 3 オペレーティング・リースとキャピタル・リースの割引前将来キャッシュ・フローの金額^a

リースの分類	全サンプル (n=200) (百万)	サブサンプル		母集団の推定値 (N=10, 100) (百万)
		大企業 (n=100) (百万)	ランダム(抽出)企業 (n=100) (百万)	
オペレーティング・リースの割引前キャッシュ・フロー	\$205,971	\$195,506	\$10,465	\$1,252,006
キャピタル・リースの割引前キャッシュ・フロー	\$16,095	\$15,802	\$293	\$45,102

^a 当該データは調査対象企業 (issuer) の財務諸表の関する MD&A のオフバランスシート取引の契約上の債務一覧表から収集されている。留意すべき点は、当該データは解約不能リースのみを含み、かつ金額は割引されていないことである。

(出所) US SEC, 2005, p.64.

このように、米国においては、割合・金額ベースともにオペレーティング・リースの経済的影響の大きさが改めて証明される結果となった。

これは、バランスシートに資産・負債として計上されずにオフバランスされている状況の重大さを物語るとともに、財務報告の透明性を確保

するために早急に改善されるべき必要性を示唆するものである。

他方、SEC スタッフレポートでは言及されていないが、SFAS13 が株価変動や経営者行動に及ぼす経済的影響について、その公表前後から多くの実証研究の成果がある。そこでは、負債比率の上昇による財務制限条項への抵触やそれに伴う回避行動コストの発生、さらには株価の下落や投資家の富の減少などネガティブな影響を与えることによって、オペレーティング・リースへのシフトを促進する証拠が提示されている¹⁹⁾。

このような動きを受けて、財務会計基準諮問委員会 (FASAC) は2005年10月の年次調査のなかで、財務会計基準審議会 (FASB) にとって今後検討すべき案件の優先順位を明らかにした (表4参照)。それによれば、FASAC メンバーはリース会計に対しては4番目の優先順位であったが、FASB メンバーは企業の業績報告と同数ながらリース会計に最多の票を投じており、当該問題についての関心の高さが窺える結果を示している²⁰⁾。

表4 会計問題の案件に関する優先順位 (スコア)

トピックス	FASAC メンバー	FASB メンバー
収益認識	19	4
退職給付会計	15	4
概念フレームワーク	14	4
企業の業績報告	13	6
リース会計及びその他の契約上の債務	13	6

(出所) FASB, 2005, p.3.

さらには、SEC スタッフレポートの提案に対して FASB は意見を求められており、2006年の2月にその回答書を示した。そのなかで、リース会計については、現行基準を改善するためのリサーチスタッフを組織して代替案を提示し、近い将来にプロジェクトに取り上げるか否かを議論・決定することを明示している²¹⁾。このように、米国においても IASB の検討と歩調を合わせて、SEC との協力のもとで基準改定へと前進することが予想される。

IV. わが国のリース会計基準改定の意味

(1) リースの改定論議とリース事業協会による検討状況の報告

周知のように、わが国リース会計基準はその改定をめぐって大きな岐路に立っている。ASBJ では、原則法である「売買処理に準じた会計処理」をベースに審議を行なうとの基本方針のもとで、具体的な検討作業が進められている。その結果を取りまとめた会計基準案と適用指針案〔試案〕も近く公表される予定である。

別稿で論じたように²²⁾、リースの会計問題は ASBJ において比較的優先順位の高い短期的テーマとして2001年の第1回テーマ協議会で取り上げられた。それを受けて、2002年7月に当該問題を検討するためにリース会計専門委員会が設置された。その議論の焦点は「所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理」の廃止問

題であり、リース会計基準の制定以来、実務上売買処理が採用されずに、賃貸借処理が原則化・常態化している状況を取り除くことに大きな関心が寄せられた²³⁾。

この点に関して、斎藤 ASBJ 委員長は、「所有権移転外リースといえども、まず原則処理が決められていて、その上に特例処理がある。特例はあくまでも例外ですが、しかし、日本では特例処理を採用している企業がほとんどです。それが日本の会計基準全体のクレディビリティ（信頼性）を損なうことになる。原則である以上、まず原則を尊重することが大事であると思います。」と述べている²⁴⁾。その背景には、ASBJ が IASB との連携による会計基準のコンバージェンスに対応するために、わが国の会計基準と IFRS/IAS との差異を縮小するとの狙いがあるといえる。

しかし、オンバランスに相当する詳細注記による賃貸借処理は、基準設定の趣旨から考えて特例と見なされていたのか、またその処理により信頼性が損なわれているという具体的な証拠も提示されておらず、その認識には大きな偏向があることは否めない。その一方で、わが国リース取引の実態及び税務との整合性から採用されている現行処理は、会計情報としての有用性には問題ないとの指摘も散見される²⁵⁾。

リース専門委員会では、9回にわたり議論・検討が行われた。しかしながら、ASBJ とリース業界の間には基準の趣旨とその実態をめぐって大きな温度差があり、お互いの歩み寄りが図れずに、2004年3月に「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」の公表をもって審議が一時凍結された。そして、当該問題は会計上の問題だけでなく、リースビジネスのあり方や税務上の取扱いと複

雑に絡んでいるとの理由で、その問題解決に向けた合意形成可能な方策の検討をリース業界に依頼したのである。

リース事業協会は、その要請を受けて1年間にわたり検討を行い、その成果として「リース会計基準の関する検討について（検討状況の報告）」を取りまとめて公表した²⁶⁾。そこでは、わが国ファイナンス・リース取引の経済的実質、現行リース会計基準の有用性から、現行基準の存続・維持が最も望ましいとの基本方針を再確認したうえで、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、3つの考え方を提示した。その内容を要約すれば以下の通りである。

(i) 考え方A—「リース債務」計上、損益計算書上「賃貸借処理」

ファイナンス・リース取引は、「賃貸借」を中核としサービスやファイナンスなどの要素を包含した複合的な取引として捉えるものの、中途解約が禁止されているリース取引において、借手の一定の支払債務については負債として認識することができるとの考え方である。この考え方は、リース契約において確定している未経過リース料残高を「リース債務」として負債に計上するが、損益計算書上は賃貸借処理（支払リース料を費用として計上）するものであり、現行基準の枠組みのなかで検討したものである。また、税務との調整においても、損益計算書は現行通りの賃貸借処理（支払リース料を損金処理）とするため、税務との特段の調整は必要としない。

この考え方は、リース債務の確定性に着目して、賃貸借の枠内でオンバランスするというユニークな会計処理（税務調整不要の売買処理）といえる。しかし、貸借対照表と損益計算書の

取扱い（整合性）が分離していること、貸借対照表にオンバランスすると、損益計算書では支払リース料の計上ではなく、資産の償却（減価償却費）が会計処理上イメージされること、さらには現行の国際基準とも異なるアプローチである。ASBJ も一定の評価は与えているが、リースが複合的な性格を有するとしながらも、経済的実質を賃貸借と見て会計処理することは矛盾がある点、貸手における現状維持は金融的側面が反映されない点を指摘している。

(ii) 考え方 B—リースを「使用权」の売買とみる会計処理

ファイナンス・リース取引は、貸手が、借手に一定の契約期間中、リース資産を使用する権利を譲渡するものと捉えて、借手はその使用する権利（使用权）を認識して、「リース資産に係る使用权」として資産計上し、その支払対価を負債として認識する考え方である。他方、貸手は譲渡代金相当額を資産として認識することになる。

リース実行時における使用权の貸借対照表計上価額（貸手の場合は使用权の譲渡価額）は、当該リース契約のリース料総額の現在価値とする。ただし、簡便法として現在価値に割り引く前の金額によることも認める。なお、リース料総額には、借手が保証する残存価額を含める。費用の計上方法は、キャッシュ・フローをベースに費用処理することとして、毎月のリース料を認識することになる。税務との調整については、借手においては、支払リース料を計上するので税務との調整は必要ないが、貸手においては「使用权の譲渡債権」を計上することにより税務との調整が必要になる。

この考え方は、現在 IASB で検討中の使用权による単一アプローチに類似しているが、ファ

イナンス・リースのみを対象としてオペレーティング・リースを含めていない点をはじめ、現行基準にはない使用权概念の取扱いや借手・貸手における税務上の調整問題など、コンセンサスを得るには多くの課題がある。

(iii) 考え方 C—個別財務諸表と連結財務諸表とで異なる会計処理

現行リース会計基準の適用において、個別財務諸表と連結財務諸表で異なる会計処理を認める考え方である。すなわち、個別財務諸表では、現行通り売買処理と賃貸借処理の選択適用を認めるのに対して、連結財務諸表では売買処理を採用するものである。

この背景には、ファイナンス・リース取引をめぐるわが国の会計問題は、税務との関係を切り離して考えることは困難であるとの認識があり、税務処理との調整は単体ベースで考慮しなければならない問題であり、連結ベースではその必要はないとの論拠に基づいている。

この考え方については、リース事業協会でも、次のような問題点を挙げている²⁷⁾。まず、連結財務諸表原則では、個別財務諸表と連結財務諸表において採用する会計基準を統一することを要求しているので、この考え方を採用する場合には、連結財務諸表原則の例外規定を設けることが必要となる。また、リース取引の経済的実質を賃貸借取引であるとして、個別財務諸表において、賃貸借処理を採用した場合に、連結財務諸表において売買取引を採用する意義を明確にすることも求められ、個別財務諸表と連結財務諸表で異なった財政状態、経営成績を開示することになる。つまり、前者は配当可能利益や課税所得、後者は情報提供という面はあるものの、ステークホルダーの理解が得られるかがポイントとなる。さらに、2種類の異なる財務諸

表を作成することが必要となり、実務上作成サイドのコスト負担増の問題もある。

このような課題がある一方で、2005 年から EU 諸国に導入された IFRS/IAS に対する各国の対応、とりわけ、わが国の確定決算主義と同じような状況にあるフランスやドイツの対応が解決の糸口になることを指摘している。多くの EU 諸国では、会社法で単体と連結の会計処理を規定し、EU 規則において上場企業の連結財務表に関するルールを設けている。フランスでは、個別財務諸表においては IFRS/IAS の採用を強制せず、連結財務諸表における同基準の採用を容認している。また、ドイツにおいても同様な状況であるが、個別財務諸表については、法定の決算書と平行して IFRS/IAS による財務諸表をディスクロージャー情報として認めている²⁸⁾。このような対応は、確定決算主義が存在する各国の事情と IFRS/IAS との調和から生まれた産物であるといえる。

したがって、この考え方は、わが国においても現行基準の枠組みの範囲内で対応できるものであり、連結ベースで実質的に売買処理を浸透させることによって IFRS/IAS との調和を図ることが可能となるが、ASBJ ではこの方向での調整は全く議論の対象とはされていない。

以上 3 つの考え方とは別に、現行基準を支持するものとして、EU の同等性評価におけるリース会計基準の取扱いに注目すべきである。2005 年 7 月に、欧州証券規制当局委員会 (CESR) から「第 3 国 (日、米、加) との会計基準の同等性並びに第 3 国での財務情報の法執行方式の説明に関する技術的助言」が公表されたが、そこでは 3 カ国とも全体としては同等であるものの、EU との調和化を図るためにいくつかの補完措置 (remedies—日本 26 項目、

米国 19 項目、カナダ 14 項目) が要求されている。そのなかで、リース会計基準については、以下の指摘のように IFRS とのコンバージェンスの可能性のあるものとしてその同等性が評価されている²⁹⁾。

「日本の GAAP と IFRS の様々な相違点は認識されているが、概念上両者とも同一の基礎的アプローチを採用している。注目すべき点は、日本の GAAP では、いわゆる所有権が移転しないファイナンス・リースはオペレーティング・リースとしてオフバランス処理することができることである。しかし、その影響額を調整するために必要な情報は注記で開示されている。決算日における債務額は、名目額あるいは将来のリース料総額で表示されている。日本のリース会計基準は、IFRS とのコンバージェンスが可能な項目として見なされる。」

つまり、CESR は合理的に事情に精通した投資家であれば、会計基準の相違があるとしても、その取扱いが異なっている意味を理解することは容易であり、その相違を調整する追加的な情報が注記で入手可能であることと照らし合わせて、重大な差異はないとの結論を導いている。この意味で、リース会計基準の同等性評価はわが国の現行基準に大きな支持を付与したものと考えることができる。

しかし、ASBJ はリースの開示情報が同等と認められたに過ぎず、会計基準の同等性を認めたものではないとして、積極的にはコミットしない姿勢を貫いている。もともと、当該報告書の目的が、第 3 国の GAAP に基づいて作成した財務諸表について IFRS/IAS との違いを EU の投資家に明らかにするという趣旨からいえば、会計処理・開示という総合的なレベルの議論と捉えることが妥当であり、その意味を重く受け

止めるべきであろう。

(2) 基準改定に対して検討・考慮すべき論点

ASBJは2005年8月に、リース事業協会からの報告を受けて今後の議論の方向性について検討した。その結果、リース事業協会の提案は受け入れずに、従来通り現行基準の考え方を尊重して「売買処理に準じた会計処理」に一本化する方向で審議を再開することが確認された。ただし、以下の事項が考慮の対象とされている。

- ①リースは単純な売買とは異なり複合的な性格（賃貸借、サービス、金融）を有するものであるので、それを踏まえて費用配分や収益配分のあり方について検討する。
- ②中小企業への適用、少額資産の取扱いについて検討する。
- ③適用時期については、税務との調整を含む環境諸条件を総合的に勘案して、決定する。

その詳細については、ASBJからの公表を待たなければならないが、以下では、その論点について若干の整理をしてみたい。

まず、借手における費用配分の方法は、利息相当額の各期の配分の問題であり、通常は利息法により逡減的に費用計上する方法が原則となる。しかし、いわゆる重要性の原則の適用で、会社全体のリース資産に重要性が認められない場合には、簡便法として定額的に費用計上する方法が適用されることになる。それには、利息相当額を定額で費用計上する方法あるいは利息相当額を控除しない方法の選択適用ということになるが、重要性が認められないと判断する基準をどのように画定するかが問題となる。

例えば、現行リース会計基準の実務指針でも示されているように、未経過リース料の期末残高が有形固定資産（及び無形固定資産も含めて）

の期末残高及び有利子負債の期末残高に占める割合で判断されることになるが、当該割合を10%未満の場合とするのが議論の対象となる。

中小企業の適用に関しては、公正なる会計慣行を斟酌（会社法では準拠）して計算書類を作成することになっており、ASBJの作成した会計基準及び「中小企業の会計に関する指針」が公正なる会計慣行に相当する。その際に留意すべきは、中小企業の場合にはコスト・ベネフィットを考慮した簡便的な会計処理方法を採用することが容認されているので、リース利用の割合の高さやコスト負担の観点からも賃貸借処理の維持を検討すべきであろう。

少額資産の取扱いについても、資産計上または注記の省略基準として重要な論点である。それは従来通りに、購入時に費用処理できる場合（例えば、1単位当たり20万円基準）、1年未満のリース取引、リース契約1件当たりの金額が少額な取引（300万円基準）が重要性の判断基準となる。しかし、近年のIT関連機器に代表される低価格化やダウンサイジング化によりリース取引の実態も変化している状況から、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引をどう判断するかについては十分な配慮が求められる。

最後の適用時期については、一定の経過期間を設けることになるが、その間の会計処理については現行の賃貸借処理を維持するのか、あるいは適用前に税務問題は解決できるのかという課題がある。もちろん、所有権移転外ファイナンス・リースについて売買処理が全面適用となり、仮に税務が賃貸借処理のままであれば申告調整を要することになるが、税務処理が変更される可能性も十分ある。そうなるとリース業界は大きな影響を受けることになり、その競争力

を大きく損なうことになるとの懸念も表明されている³⁰⁾。

この点について、三井リース社長の松田氏が「国際リース会計基準にどのようにわが国の基準をコンバージェンスさせるかの議論も重要であるが、現在行なわれている見直しの結果新たなリース会計基準ができるのであれば、その基準と税制上の扱いをいかに整合性をもってコンバージェンスさせるかも同様に重要だ」と指摘しているように³¹⁾、税務問題にどのように対応していくかが当面の最重要課題といえる。これは、リースの会計処理に関して「税法の逆基準性」として問題視されてきた状況が、今回は反転した現象として捉えられる。

したがって、わが国の確定決算主義の観点から、会計だけが先行して検討することの妥当性を改めて問うことが必要であり、税務との調整を同時並行して行なう配慮があつて然るべきであろう。その意味で、ASBJ は会計基準の合理性を追求することが仕事であり、税務上の調整は守備範囲でないとする論理は問題であり、少なくとも会計上の対応を踏まえたロードマップを最低限示すなど柔軟な対応が求められる。コンバージェンスは止めることができない流れではあるが、それを理由に自国の制度的環境を合理的に判断して機能している基準を隅に迫りやることは、会計基準のアイデンティティに対する重大な責任を負うことを忘れてはならない。

その他に、今回のリース会計基準の改定は証券取引法上の問題であるが、当然会社法（商法）との関連性にも言及しなければならない。会社法の場合には、投資家にとっての情報の有用性や財務諸表の比較可能性という視点ではなく、債権者や株主にとっての実態開示、すなわち会社の財産と損益の状況を適切に示すことを基本

命題としているので、証券取引法上の会計処理と会社法上の会計処理が必ずしも整合しない面もある。

この点に関して弥永教授は、配当可能限度額の計算における情報の信頼性、会計処理コストの問題、典型的な賃貸借契約とファイナンス・リースで異なる会計処理を要求することの是非、公正なる会計慣行の問題など慎重に検討することが必要であり、会社法の観点からは注記による開示がオンバランスに比べて劣後であるとは考えられず、必ずしもオンバランスを強制する意味はないとの見解を示している³²⁾。

また、今回の制定では、会社計算規則におけるリース注記の規定も一部変更があつたものの、従来の規定（商法施行規則第 66 条）を踏襲している。主な変更点は、会社計算規則第 139 条の「リースにより使用する固定資産に関する注記」において、その種類の加えて、取得減価相当額、減価償却累計額相当額、未経過リース料相当額の金額情報の記載が認めたことであり、現行リース会計基準における賃貸借処理による詳細注記との整合性が図られたといえる。

V. おわりに

本稿では、IASB におけるリース会計基準の検討状況、米国の SEC スタッフレポートにおいて提示された現行基準の改定の必要性、さらにはわが国の改定議論の意味について言及した。要約すると以下の通りである。

IASB では、リース会計基準の改定を目指してリサーチ・プロジェクトとして検討中であるが、G4+1 ポジション・ペーパーにおいても指摘されたように、現行リース会計基準のフレームワークをドラスティックに再編するものだけに、理論的な整合性を確保するとともに、実務

上の適用可能性も視野に入れなければならない。2006年3月のIASB会議によれば、SACに諮った上で正式なプロジェクトとして開始されることが近く予定されているが、その審議には中長期的な視点からの検討・考察が必要である。

次に、米国のSECスタッフレポートでは、リースのオフバランスシート取引の現状及び問題点について、理論的な検討及び実証的な検証を踏まえて明らかにしている。当該問題が、サーベインズ・オクスリー法との関連性で論じられている点でその意義は大きく、キャピタル・リースの形骸化とともに、オンバランス処理されているオペレーティング・リースの経済的影響を深刻な問題として受け止めている点は留意すべきである。

これを受けて、FASBも財務報告の透明性を確保するためには、リース会計基準の見直しは緊要な課題と位置づけている。そのために、恣意的な契約内容が許容される現行基準を廃止して、IASBで検討されている新たなアプローチを共同プロジェクトとして実施することが最も効果的であるとしている。この意味でも、IASBとの連携を図りながら、解決に向けて今後どのようなプロセスを辿るのかを注視すべきである。

最後に、わが国リース会計基準の改定問題について言及したが、改定が予定されている現行基準とのコンバージェンスという方向性は、国際的な動向とは大きく乖離しているといえる。リース会計基準の改定は、証券取引法、会社法、税法に波及して、3者の間でその取扱いをめぐる重大な齟齬を生じさせる可能性があり、その個別的な対応やその調整が重要な意味を持つことになる。

そのなかでも、会計処理の変更がもたらす税務上の影響をどのように捉えて、対応策を講じ

るかが最大の関心事であるが、本来であればその影響力の大きさからも税務当局をはじめ、もっと広く関係当事者を含めた議論が不可欠である。なぜならば、リースの会計問題は、単なる個別事例の解決にとどまらず、ASBJの策定する会計基準と、会計関連法規制との調整をどうすべきかという大きな課題の解が求められているからである。

わが国リース会計基準が、基準の改定によって米国のような苦い経験を辿るのか、リースビジネスに新たな変革がもたらされるのかがまさに問われているだけに、今後の展開が注目される。

(注)

1) IASBとの共同プロジェクトでは、今後は従来の「フェーズド・アプローチ」から「全体像アプローチ」へと移行することになる。それは、差異のある会計基準の取り組みを広く明示したうえで、短期・長期のプロジェクトに分類して、会計基準間の差異や検討状況を定期的にレビューする継続的なプロセスを採用するものである。

2) <http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/iasb/20010731.html>.

3) Nailor Hans and Audrew Lennard, *Lease : Implementation of New Approach*, IASC, February 2000.

なお、ポジション・ペーパーの詳細については、以下の文献を参照されたい。

茅根聡「リース会計基準の行方—G4+1 ポジション・ペーパーの提案に焦点を当てて—」『會計』第16巻第1号、2002年1月、12—27頁。

茅根聡「国際会計基準の動向」『リース会計基準に関する調査研究』社団法人リース事業協会、2001年9月、45—72頁。

加藤久明「リース・オンバランス化論の再構築—G4+1のポジション・ペーパーを中心に—」『大阪経大論集』第54巻第4号、2003年11月、85—105頁。

4) 以下の記述は、IASB及びASBJのWEB情報(リース会計関連)に基づいている。また、次の文献でも紹介されている。

大滝勝彦「IASBにおけるリース会計の検討(1)」『リース』第33巻8号、2004年8月、2—8頁。

大滝勝彦「IASBにおけるリース会計の検討(2)」『リース』第33巻11号、2004年11月、2—8頁。

5) *IASB Update*, May 2003, p.5.

http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_0503bdc.pdf.

6) *IASB Update*, November 2003, p.7.

http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_1103bdc.pdf.

http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/iasb/20031118_029.htm.

7) *IASB Update*, January 2004, p.8.

http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_upd0401.pdf.

http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/iasb/20040120_031.html.

8) *IASB Update*, April 2004, p.3.

http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_upd0404.pdf.

9) *IASB Update*, April 2004, p.4.

http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_upd0404.pdf.

http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/iasb/20040421_034.html.

10) *IASB Update*, June 2004, p.6.

http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_upd0406.pdf.

<http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/iasb/>

20040621_036.html.

11) *IASB Update*, November 2004, p.4.

http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/8_133_upd0411.pdf.

http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/iasb/20041116_040.html.

12) United States Securities and Exchange Commission, *Report and Recommendations Pursuant to Section 401(C) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by issuers*, June 2005.

また、次の文献にも、同様な指摘が見られる。

Berman, Mindy, SEC Report Calls for Overhaul of Lease Accounting, *ELT*, August 2005, pp. 12-18.

Diya Gullapalli, SEC Seeks Enhanced of Pension and Lease Obligations, *Wall Street Journal*, June 2005.

Christopher W. Nobes, Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting, *Accounting Horizons*, March 2005, pp.27-28.

13) 茅根聡「SECスタッフレポートにおけるリースのオフバランス問題」『リース』第34巻第12号、2005年12月、2—9頁。なお、本節の記述は同稿を要約したものである。

14) United States Securities and Exchange Commission, *op.cit.*, p.3.

15) *ibid.*, p.60.

16) リースのオンバランスを回避する方策については、次の文献の参照されたい。

Dieter, Richard, “Is Lessee Accounting Working?,” *The CPA Journal*, August 1979, pp.13-19.

Kieso, Donald E. and Jerry J. Weygandt,

Intermediate Accounting, 8th Edition, John Wiley & Sons, 1995, pp.1152-1153.

17) United States Securities and Exchange Commission, *op.cit.*, pp.63-64.

18) リース債務がバランスシートの計上される場合には、資産及び負債は現在価値に割引かれることになるので、例えば5年(及び10年)で8%の割引率で計算すると、割引前キャッシュ・フロー総額の約80%(10年では67%)になることが示されている(*ibid.*, pp.64-65)。

19) 例えば、以下のような実証研究がある。

Abdel-Khalik, A. Rashad, FASB Research Report, *The Economic Effects on Lessees of FASB Statement No13, Accounting for Leases*, FASB, July 1981.

Imhoff, E. A. and J. K. Thomas, Economic Consequences of Accounting Standards: The Lease Disclosure Rule Change, *Journal of Accounting and Economics*, September 1988, pp. 277-310.

Imhoff, E. A., R. C. Lipe and D. W. Wright, The Effect of Recognition Versus Disclosure on Shareholder Risk and Executive Compensation, *Journal of Accounting Auditing & Finance*, Fall 1993, pp. 335-368.

須田一幸「会計情報の開示のベネフィットとコスト」『会計』第146巻第5号, 1994年11月, 19-20頁。

リース事業協会編集部「会計基準変更による経済的影響について」『リース』第35巻第4号, 2006年4月, 2-6頁。

20) Financial Accounting Standards Board, *SUMMARY OF RESPONSES TO THE ANNUAL FASAC SURVEY, Priorities of the Financial Accounting Standards Board*, FASB, October 2005, pp. 3-7.

21) Financial Accounting Standards Board, *FASB Response to SEC Study on Arrangements with OFF-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of Filings by Issuers*, FASB, February 2006.

22) 茅根聡「わが国におけるリース会計基準の展開」『リース研究』第1号、リース総合研究所、2006年3月、1-20頁。

23) ASBJはその理由について、以下のように述べている(企業会計基準委員会「第1回テーマ協議会提言書」2001年11月12日、2頁)。

「現在、例外的に認められている所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理(オフバランス処理)は、国際的にも例がない会計処理にもかかわらず、わが国における主流となっている。このようなオフバランス処理は、固定資産の減損会計導入時にも障害となると予想され、会計処理の再検討が必要である。」

24) 経営財務スペシャルインタビュー「企業会計基準委員会(ASBJ)委員長斎藤静樹氏に聞く『ASBJの活動と課題』」『週間経営財務』第2763号、2006年3月27日、17頁。

25) 茅根聡「わが国会計基準の改定問題をめぐって」『会計』第163巻第4号、2003年4月、72-84頁。

26) 社団法人リース事業協会「リース会計基準に関する検討について(検討状況の報告)」2005年3月29日(<http://www.leasing.or.jp/>)。

27) 同上報告書、10頁。

28) ドイツやフランスのリース会計に関する最新の動向について、以下の文献を参照されたい。

弥永真生「ドイツにおけるリース会計」『リース研究』第1号、リース総合研究所、2005年3月、65-81頁。

小津稚加子「フランスにおけるリース取引の会計制度とIFRSの対応について」『リース研究』第1号、リース総合研究所、2005年3月、83-96頁。

29) The Committee of European Securities Regulators, *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, CESR, June 2005, pp. 51-52.

30) リース事業協会は、「賃貸借処理の廃止を引き金として法人税法等が変更された場合においては、その影響はすべての納税者に及び、税制の枠組みの中で発展したリース産業はそもそもその存在意義をなくすことになり、ひいては民間設備投資へ大きな影響を与えることが心配される。」との意見を表明している（社団法人リース事業協会税務会計委員会・会計問題研究 WG「会計基準変更に伴う税務上の諸問題について」『リース』第 32 巻第 8 号、2003 年 3 月、8 頁）。

31) 松田道男「「Convergence」について思うこと」『リース』第 35 巻第 2 号、2006 年 2 月、1 頁。

32) 弥永真生「商法（会社法）とリース会計」『リース』第 35 巻第 2 号、2006 年 2 月、2-15 頁。

弥永教授は、商法上配当可能限度額の算定においては、売買処理の意義はないので、注記方式による弊害が現実にあるかが重要な論点になることを指摘している。

（付記）本稿は、リース総合研究所の平成 17 年度研究課題「国際会計基準の動向とわが国リース会計基準の方向性」における研究成果である。